

埼玉県における指定認知症対応型共同生活介護事業者が実施する外部評価に係る
評価調査員養成等研修実施要綱

1 趣旨

この要綱は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成18年10月17日付老計発第1017001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「国通知」という。）に定める評価調査員養成研修及びフォローアップ研修（以下「評価調査員養成等研修」という。）の実施について、国通知に定めるもののほか、必要な事項について定める。

2 研修の目的

評価調査員としての必要な知識や技術を取得させることにより、外部評価に係る評価調査員の質を確保するとともに、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

3 実施主体

県知事が指定した者（以下「指定研修機関」という。）とする。

4 受講対象者

(1) 受講対象者は次のとおりとする。

ア 評価調査員養成研修

県に選定された評価機関又は評価機関として選定される予定の法人（以下「評価機等」）に属する者で、今後評価調査員として従事する予定の者

イ フォローアップ研修

県に選定された評価機関等に属する者で、現に評価調査員として従事している者

(2) 他の都道府県から、受講希望があったときは、本県の評価機関等の受講希望者を優先し、定員に余裕がある場合に受け入れるものとする。

5 研修会場

内容に応じて十分な広さと設備等を有し、適切な環境条件にある研修会場を確保することとする。

なお、カリキュラム上、オンラインによる開催であっても研修の効果に影響を及ぼさないと判断できる項目については、オンラインによる開催も可能とすることとする。

6 研修カリキュラム

評価調査員養成研修及びフォローアップ研修に係る研修カリキュラム、時間数等については、別表のとおりとすることとする。

なお、受講者の希望等を考慮して時間を延長することや必要な項目を追加することは差し支えないものとする。

7 研修講師

担当する講義内容に関し、十分な知識、経験を持ち、質疑応答が可能なレベルの者としてすることとする。

8 研修の実施に関する規程

研修受講者に研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした規程を定め公開することとする。

- (1) 研修事業の名称
- (2) 実施場所
- (3) 研修期間
- (4) 研修カリキュラム
- (5) 講師氏名
- (6) 研修修了の認定方法
- (7) 受講資格
- (8) 受講手続き
- (9) 受講料 等

9 募集案内

- (1) 指定研修機関は、適切な時間の余裕をもって指定研修機関のホームページに募集案内を掲載し、評価機関等に周知するとともに、掲載ページのURLを県に報告することとする。
- (2) 県は、指定研修機関から(1)の報告を受けたときは、ウェブサイト「さいたま介護ねっと」に募集案内を掲載して周知する。

10 受講の手続き

- (1) 受講の申込み
 - ア 受講希望者は、評価機関等を通じて指定研修機関に申込みを行うものとする。
 - イ 申込受付の際は、受講者の本人確認を行い、偽名等により修了証書を発行することのないよう努めることとする。
- (2) 受講の決定
指定研修機関は、(1)の申込みについて受講者を決定し、通知することとする。

11 受講に係る費用

受講に係る費用は、評価機関等又は受講希望者が負担することとする。

12 訪問調査実習

指定研修機関は、評価機関等を通じて、実習先と日程等の調整を行い、各事業所の管理者あてに実習依頼をすることとする。

13 実施上の留意点

- (1) 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいように配慮をすることとする。
- (2) 研修の受講状況等を把握し、保存することとする。
- (3) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳密に行うこととする。
- (4) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導することとする。

14 研修の修了

- (1) 原則として、研修の全日程の修了を必要とする。
- (2) 出席状況やレポート、試験の結果により修了評価を行い、研修修了の決定を行うこととする。

15 修了証書の交付

- (1) 指定研修機関は、研修修了者に対して修了証書を交付し（様式1）、評価機関等に対して研修を修了した旨を通知することとする（様式2）。
- (2) 受講者が修了証書を紛失等した旨の申出があった場合は、再交付を行うこととする。

16 修了者名簿等の取扱い

- (1) 指定研修機関は、次に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成し、修了証書の再発行などに対応できるよう保管・管理することとし、研修終了後、速やかに県に提出することとする。
 - ア 修了証書番号
 - イ 氏名
 - ウ 生年月日
 - エ 所属する評価機関名
 - オ 修了年月日
- (2) 研修事業に関する書類（受講申請書、受講者の出席状況及び成績に関する書類等）は、研修終了から5年間保存することとする。

17 気象警報発令時等の対応

気象警報発令時等の対応については、受講決定通知に記載し、受講者に通知することとする。

18 その他

この要綱に定めることのほか必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。

様式 1

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、埼玉県認知症対応型共同生活介護の外部評価機関選定要綱に定める〇〇〇研修を修了したことを証します。

年 月 日

指定研修機関名

印

様式2

年 月 日

評価機関名 殿

指定研修機関名 印

外部評価に係る評価調査員養成研修等の修了者について

下記の者について、〇〇〇研修を修了したことを通知します。

	修了証書番号	修了者氏名	生年月日	修了年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

別表

1 評価調査員養成研修（標準カリキュラム）

講義	内容	時間
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	① 地域での高齢者の暮らし ② 認知症をもたらす病気 ③ 認知症の人の特徴とたどる経過 ④ これからの高齢者及び認知症の人の介護	講義 100分 演習 20分
認知症対応型共同生活介護の基本理解	① 歴史 ② 特徴と役割 ③ 制度の理解 ④ 現状と課題	講義 180分 演習 60分
サービス評価の必要性と目的	① サービス評価の目的 ② サービス評価の位置付け ③ サービスの質の確認	講義 90分 演習 30分
サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め方 ② 評価項目の内容と理解 ③ 訪問調査の具体的な手法	講義 200分 演習 40分
訪問調査実習	① 実地訪問調査 ② 調査報告書記入演習	訪問 330分 演習 150分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	① 記入方法について ② 評価項目の理解について ③ 報告書記入方法について	講義 150分 演習 180分
研修のまとめ	研修終了後レポート作成	30分
計		1560分

2 フォローアップ研修（標準カリキュラム）

講義	内容	時間
外部評価制度の改正について	①外部評価制度の改正について ②介護サービス情報公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30分
評価項目の内容、理解	① 評価項目の構造理解 ② 評価項目の内容	講義 90分
評価調査員の力量向上に向けて	① 事業所との対話方法（ヒアリング研修） ② 調査報告書の記入方法（記述演習）	演習 90分
研修のまとめ	筆記試験	30分
計		330分